



長与町の子育て応援プロジェクト

ベビーベッド♥ベビーカー♥チャイルドシート♥ベビーバス

無料で貸し出します！！



長与町では、安心して子育てができるように、ベビーベッド・ベビーカー・チャイルドシート・ベビーバスのレンタルサービスを行っています。

※台数には限りがあります。

※ベビーカーは二人用（多胎児のみ利用可）もあります。



【対象者】 乳児の養育者であって、町内に居住し、かつ住民登録を有し、申請後も本町に継続して居住する意思を有する方。

※町外から里帰り等により、町内居住者の親族宅等へ帰省する場合は、居住要件はありません。

ただし、町内居住者の親族からの申請が必要です。

🍊 レンタル内容について

申請場所・・・長与町役場 こども政策課窓口 申請書を窓口にて記入。

レンタル物品名	期 間	申請時必要なもの	物品受け渡し場所
ベビーベッド	生後5ヵ月まで	母子手帳	こども政策課
ベビーカー	生後1年まで	母子手帳	こども政策課
チャイルドシート	生後1年まで	母子手帳	こども政策課
ベビーバス	生後2ヵ月まで	なし	こども政策課

※里帰り等の場合は、小学校就学前までを対象とし、貸与期間は、最大1ヶ月です。

※チャイルドシートについては、時津地区交通安全協会の貸し出しもあります。詳しくは、裏面をご覧ください。

🍊 ベビーベッド・ベビーカー・チャイルドシートについては、1世帯1物品の貸し出しとなります。

※ただし、市区町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯の方に対しては貸し出し数の制限はありません。（推定年収360万円未満）

貸し出しに関しては、所得制限はありませんが、市区町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯の方を優先して貸与しますので、所得課税情報を確認させていただきます。

（申請年（1月～6月中旬までは申請年の前年）の1月1日時点で長与町に住民票がない場合は、照会することができません。1月1日時点の住所地で所得課税証明書を取得してください。）



🍊 注意

- 物品の組み立て又は分解、運搬は被貸与者で行っていただきます。
ただし、ベビーベッド（2種類のうち木製のもの）は組み立て済のものを運搬していただきます。運搬が難しい場合はご相談ください。
- 返還時には、シート部分等の清掃をした上での返還となります。
- ベビーカーは色あせを防ぐため、室内での保管をお願いします。

【問い合わせ先】長与町役場 こども政策課 子育て支援係

TEL：801-5886

* * * * *

おもいやり駐車場制度(旧パーキング・パーミット制度)

* * * * *

利用証(県内共通)を提示すると管理者の協力を得た身障者用駐車場を利用することができる制度です。

<対象>

母子手帳を取得されてから産後1年までの妊産婦の方、または障害者手帳をお持ちの方で移動に困難がある方など

<手続き方法>

母子手帳または障害者手帳を持参して利用証の申請を下記問い合わせ先にて行ってください。

<問合せ先>

長与町役場 福祉課障害者福祉係
Tel: 801-5827



* * * * *

チャイルドシート貸し出し

* * * * *

最大4か月を限度としてチャイルドシートを無料で貸し出しています。
所得制限はありません。

<対象>

町内在住で交通安全協会会員の方

<手続き方法>

交通安全協会会員証と印鑑が必要です。

<問合せ先>

時津地区交通安全協会
Tel: 882-8310

